



理財局特別情報 第四十六号

米国の企業集約に関する問題

(昭和三年二月十日)
理財局

一、序	一頁
二、トラスト禁圧時代	一頁
三、トラスト緩和時代	一、二頁
四、トラスト政策の変化	一九頁
五、今次大戦中の独占禁圧政策	二二頁
六、最近における動向	二三頁

一、序

米國經濟は由來自由平等の理想から特權乃至独占を脱離し、自由經濟主義を標榜してきたのであるが、企業集約は企業の競争力を拡大し、独占的利潤を増大する諸手段を爲すること、自由經濟組織下にはまた必然的現象である。これに対し連邦政府及び州政府は國民經濟の正常な發展を擁護しようとする立場から、或は米國經濟の世界的優位性を確立しようとする立場から、この傾向に対する方策は必ずしも一でなかつた。

二、トラスト禁圧時代

企業集中の傾向が独占トラストへ進むに及び、これは産業の正當な發展を阻害するものとし、トラスト禁圧のため一連の立法が行われた。この時代は一八九〇年から一九一四



事の違邦通商委員会の議に至るまでの間と見らるるの
である。

米国のトラスト禁止法の管轄を及ぼすものは、シヤーマン法
（正式には建邦トラスト禁止法）であり、他の立法はこれ
の補充的意義を持つに過ぎない。

シヤーマン法の成立前の事情

一、企業の新設乃至振替等の資本集積はそれ自体違法のよ
うではないが、これにより通商の自由に対する制限は
普通法に抵触するシカとして禁止されて来た。一八九
三年ニエージャトシ州の会社法を改正し、会社はい
かなる州に設立された他のいかなる会社の証券を以て買
取保存を認め、かつこれの一切の所有権を行使するこ
とが認められ、いわゆるホルルディング・カンパニー設
立は全く自由となつたのである。この規定は同州の合

併統、その他の公謀を独占することを認めた数多の州
は会社法を改正し、この種会社の設立を公許するよう
になり、一九〇〇年には一四九の諸州が行つた。三七
八四百諸州の資本が包含された。かゝる方法により近
代的トラスト発展は促された。

二、独占的トラスト傾向を抑制するため、
「通商の自由
の擁護」の立場から普通法が適用された外、この種の普
通法を防止するためメリーランド、北カロリナ、フビリ
ダ等の諸州の憲法は直接、企業独占に対する禁止規定
を設けてゐた。然し産業の発展、特に企業家は有限法
規をのがれて遂次新形態を業出すようになり、この
傾向を阻止することが出来なかつた。かゝるうちにト
ラスト許りでなく、その他の形式による一切の資本集
中は

一、国民の供給する物質に不当な負担、あるものは運賃を

運用上の方針を明確にし、左の如き大體既の確定的見解を得るに至つてからである。

(1) シヤーマン法は州際通商法に優先して適用される。

(2) 通商の制限とは完全な制限又は完全な独占をならずと自由競争による公衆の利益を奪ひ、州際又は國際的独占の傾向あるもの一切を包含する。

(3) トラストとは、個人間会社間又は個人と会社間の明示又は黙示の連合不法團結契約で、当業者のために競争を排除し生産を制限し、商目又は労務の価格を統制するため、労務、資本、収益を結合すること

3 シヤーマン法以後のトラスト禁圧法は状態の推移に従ひ、産業上の利益を独占しようとする一部の傾向に對してシヤーマン法の立法精神を補充せしめるものである。

(1) ヲイルソン國稅法

一八九四年八月運郵法として成立した。同法は輸入品又

は二重を原料とする生産物製造の騰貴せしめることを目的とする輸入業者間の一部の契約、誇説を違法と宣言する。

(2) 会社調査局法

一九〇三年に成立した。本法はルーズベルト大統領の示唆により提案されたもので、州際貿易に従事する組合及び連合（公共運輸業を除く）の組織及び経営を調査し、これに大統領に報告する会社調査局の補充を企図したものである。

(3) フレトン法

本法と共に次の聯邦通商委員會法は一九一四年民主党的ウイルソン大統領に就くや、同党の傳統的モットーとする独占組合の掃蕩を企図したもので、これに對する政策を無意識に具体化し、シヤーマン法の効果を偉大ならしめるに至つた。本法は主要な事項を列挙すれば次の

通りである。

(1) 重役兼任の禁止

資本金、論議立金等の合計が百兩幣以上に亘る二個以上ノ競争会社又は、合計額が五百兩幣以上に達する二個以上の銀行又は信託会社に対し同一人が取締役又は役員人となることを禁じた。

(2) 株式取得の禁止

会社間の競争を減殺し、通商を制限、又は独占を行ふ力ある場合、一会社が他会社の株式若くは出資の一部又は全部を取得することを禁ず。但しかかる結果を生ぜしめない單なる投資として株式を取得することは除外される。

(3) 労働団体の除外

トラスト禁止法のいかなる條項も、労働者の互助を目的とし資本を所有することなく組合員の合法的行動を

禁止又は制限しない。

労働者の存在及び行動を禁止するものではない。

(四) 運輸通商委員会法

一九一四年九月制定された。本法は反トラスト機能を一般有力なものとするため運輸通商委員会を設立し、さきに商業及び労働省の一端として設立された会社調査局を吸収するものである。

(1) 性格

本委員会は大統領の任命する五名の委員で構成し、聯邦議会及び大統領の指揮監督をうけ、不正競争及びトラスト法違反となる行爲を調査し、これを防正するため必要の措置をとり得る自主的行政機関である。

(2) 職掌事項の概要

(1) 大統領又は議会の命令により、トラスト禁止法侵害

(四) 司法大臣の申請により会社及び団体にトラスト禁止
 法適用後におけるその合法的組織、経営及び営業を
 維持せしめるため整理方法を研究し立案す。
 (五) 州際又は国際通商に競争する議定の会社、団体、銀
 行及び運輸業を除く一の組織、営業、行為、慣習及
 びその外部に關係する事項を調査し報告を行ふ。
 (六) 会社及び団体がトラスト禁止法違反事件の敗訴の結
 果を受けた場合、右判決の實施狀態を報告する。
 (七) クレトン法に規定された諸條項、殊に差別細格、抑
 束罰款、附取引契約、特殊会社及び相互重役兼任制等
 に関する調査を行ふ。
 (八) 以上の調査事項に付公益上必要な場合は公表し、行
 政処分を爲し得る本委員会は現在の不正競争又は租
 借トラストを禁圧するばかりでなく、この傾向を
 未然に防止するため公表、監督の権限を以つてのて

政策上の新傾向を窺ふことができ。かくて逐次整
 備されるに至つた。しかしこの間において産業及合
 同は全然存かつたのではなく、たのせく相当行はれ
 てるたのである。

年 度	台同数	資本額(千弗)
一八九〇年	一	一三七、六一一
九一年	一三	一三三、五九七
九二年	一三	一七〇、〇一七
九三年	五	一五六、五〇〇
九四年	一	
九五年	三	二六、五〇〇
九六年	三	一四、五〇〇
九七年	六	七五、〇〇〇
九八年	一八	四七五、二五〇

一八九九年	七八	一八八六、〇五〇
一九〇〇年	二三	二九四、五〇〇
〇一年	二三	一、六三二、三一〇
〇二年	二六	五八八、八五〇
〇三年	八	一三七、〇〇〇
〇四年	八	二二六、一九四
計	一三七	五、六六三、八七六

(右表は純粋に地方的互合同は除外し、公益事業会社の合併及び互合同種の資本が百萬円以下の場合は含まれない。)

三、トラストと鐵相時代

トラスト政策は着々立法化されるに至つたが、一面
 此れが反つて米國の海外貿易に悪影響を及ぼすこととな

つた。当時米國の海外貿易は英國の經驗、地盤、海運並
 に金融上の便宜と、祖國の強大な海軍力に比し劣勢であ
 り、特に次の數事において國際間の競争上不利な立場に
 置かれてゐた。

(一)世界の主要國では漸く商標法を目的とする組合が許され
 てゐる。

(二)海外市場の開拓については往々政府の援助を受け、又
 は政府の参加する外國の企業聯合が其の範圍を國際的
 に亘つていふものと競争しなればならぬ。

又ウエツプ法(輸出貿易法)の成立

米國の海外貿易を伸張せしめるためにはこれらに對抗し
 得る組織を台法化する必要あり、此れが可成り
 付て聯邦通商委員に諮問された。同委員会は一九一六
 年米貿易業者の團體を定議して「米國輸出貿易業におけ
 る政府に對する救済法」を作成した。此れは同年八月下院

に提出されたウエブ法米の根本原則に賛成したものである。同法米は又輸出貿易法米と譯はれるのであり、重要を諸米に修正を加へられたが、一九一八年四月ウエルソン大統領の裁可を経て施行されるに至つた。同法の要領は次の通りである。

(一) シヤーマン法は輸出貿易のみを目的として組織し、現に輸出貿易に從事する組合及びかかる組合が輸出貿易上締結した契約若くは行いたる行爲を違法と宣言したものでない。

(二) 会社は国内の通商を制限し又は貿易上競争を減殺しを以て限り、本法の規定に基き設立された会社の株主又はその他の資本の全部又は一部を取得することを得ない。グレイトン法第七條の修正。

右の如く米国の反トラスト政策は先づ米国の海外貿易の伸張を企圖して被創されるに至つたのである。

3. カツパーウオルスデッド法（一九二二年二月）

本法は農業者の結合を謂文で公認し、トラスト禁止法の重要例外と爲つた。同法の主要点は右の通りである。

(一) 農夫、牧畜農場主、酪農場主、果實栽培業者として農産物の生産に従事する者は、組合又は団体を組織し、收回してその農産物を原料とする製造に従事し、販売の準備を論じ州際及び國際取引によつて売出すことを得る。

(二) 組合は組合員相互の利益を目的として經營すべきものであつて、州際又は國際取引においてその独占又は通商の制限を爲し、農産物の価格を不当に吊上げるが如き場合には農務長官は審問し得る。

4. 企業結合運動の池澤化

以上の立法に表はれた如くトラストに対する政府及び輿論は單にトラストなる故に壓せず、競争者にして不正

行爲なく、その經營能率増進により、優劣な商品、サービス、少イヌの多量、且其能に提供する合同に對しては米國産業の發展の觀望より然るゝ又は獎勵する傾向を有しに至つた。

よかじこの當時のトラストは第一次大戰中に於ける米國貿易上の進出及び戰後の世界的不況を反映し、左の諸史につき變化的変化を見うけられた。

(一) 能率の如何を顧みず、すべてが同業者を獲得して競争を激ししようとす形式納税官を廢止して、工場地位置、作業能率等を慎重に考慮し、無駄の廢除、産業の安定を主眼とする建設的な協同を標榜した。
(二) 従前の組合は産業の基礎部門に行はれたが、ツエソフ法よりカーカス、商業部門等の直接消費部門まで拡大が行はれるようになり、その結果消費者に脅威を及ぼすやうになつた。

(三) クレトソ法により労働団体の承認により労働界における團結及び運動は高かつた。

第一次大戰後（一九一九—二八年）の加工業及び鉱山業の業種別合併数は右表の通りである。

業種	全体	業種	全体
石	一三四	炭	五八
非鉄金屬	一三三	織物	一〇四
化學製品	五九	食料品	二三八
その他	二四六	木材及紙	九一

合計 一、二六八

トラストに對する輿論の変化

(一) シヤーマン法改正の主張

以上のトラスト緩和を目的とする立法乃至慣例、又鐵後の不況対策の一として企業集約は進展し、輿論も本シヤーマン法に對して左の如く付て緩和を是認する論が

表は取た。

(1) 独占的団結を抑圧の余り独占を設定する実力もなく、その目的も乏しい合法的な企業單位の散漫活動を策定し、ために却つて國家の産業上の利益まで害してゐる。

(2) 企業集甲の傾向は經濟上必然の現象であり、これに反対することは無益である。また集甲自体が有害であることは立証できない。

寧ろこれを認め適當に取締により、その長を採り短を棄つべきである。

(3) 第一次大戦後の不況は生産過剰による所多し。これは國家間の公正な競争を維持しようとする政策の結果、業務に不必要な巨大設備を有せねばならぬとなつた結果である。この対策として企業の適當な結合を容認して國家資本の濫費を防止しなすいは

ならない。

以上の如く客觀的な經濟状態の変化にも拘らず、米國國民生活の擁護と、トラスト運動に内在する危険性を考慮して、米國大審院は得體的にトラスト取締強化策をとりきた。政府側も取締りの行き過ぎを警戒し乍ら、散漫廃止又は修正を提案し得なかつたのである。

四 トラスト政策の変化

政府、トラスト政策が漸次に緩和されたのはニューディール時代に入つてからである。即ち産業振興の企圖より業圧政策を一時停止させ企業の活動を認めると共に、労働者に最低賃額の保障、労働時間制限、組合の許容等を以て労資の調和を図つたのである。

ニューディール政策後の再出発に當つては休戦状態にあつ

た。独占禁止政策は再び表面に現はれてきたのであるが、
 従来この問題は連邦商業委員会が中心となつて政策を
 推し進められてきたのであるが、司法省中心に移りその
 持つ意義と経営者の動きとを著しく変化した。
 (一) 独占は自由競争の障礙となり、観望はかりでなく法律上
 の独占を取締つた。

(二) 自由競争又は自由企業の保身と云ふ観点から独占形式
 に至らすとシ企業の大規模が問題となつた。

(三) 企業の大規模が具体的に問題となつたのは、一九
 三七年、デフレ徴候が表はれた際、司法省シヤーマン
 内務省イツキ！又等の主張により、独占の存在が世
 毎に原因するかといふ観望より問題とされたのである。
 (四) 一九三八年経済な力の集中に對する委員会を設置する
 とシ大統領の提案に基き成立した。臨時副大統領委員
 会は其の如き決議事項を発表した。

(一) アンチトラスト法を嚴格に実施すること

(二) クレトック法第七條を改正すること

同様は会社間の競争を減殺し通商を制限し、又は独
 占を有力な場合、一会社が他会社を株式若くは
 出資を取得することを禁じてゐるが、このような結
 果を生じない單なる投資は許されてゐたのが、大企
 業を抑制するといふ見地よりこれを許されることに
 改正する。

(三) 特許法を改正すること

特許は独占乃至大企業の形式に大きな役割を持つこ
 とが実証されたからである。

(四) 社の委員会の報告に基き当然議会にトラスト禁圧法が
 提案される筈であつたが、一九四一年には欧州戦争は
 相当進入であり、更に同年末にはアメリカ自体が参戦
 するよつになつたから実現するに至らなかつたので

あ

五、今次大戦中の独占策圧政策

参戦後独占の問題は、公法問題としての意義を喪ひ、單ろ
機密制に國際上の要を充てず、其の目的は生産の調整を図る
必要より運用上必要に過ぎないのである。

1. 独占問題は一九四二年九月より、ビートル頓軍艦長、ス
タイムソン陸軍、ノツカス海軍及びブートノルド反トラス
小部長の四名の提議を大統領が承認した形式をとる行政
措置を行うこととなつた。

2. 現にトラスト違反事件として保争中のものは陸海相、海
軍總長、司法省、アンチトラスト部長が國際上重大な交
渉をさせたことを認めるときは、調査の中止又は判決を
延期する。四者の意見が一致しないときは大統領の裁決
によることとした。

3. 然し戦争中トラスト策圧は全然なかつたのではなく司法
省は次の方法により抑制した。

(一) 特許の問題

戦争中は新技術を開発を急速に必要とするが、技術の発達
には大規模な調査研究が必要である。現行特許法は技
術は大企業に独占的に集中させ、自由企業或は中規模
の企業を抑圧する才能があつた。この弊をたの方法で
是正した。

(1) 一定の特許技術は強制制にオトアンパドルに集中し
て一般的に公開利用させ、従来自動車工業の技術の
発達はこの方法がとられてゐた。

(2) 政府は技術家或は技術研究に資金を提供し、その結
果を一般に利用させす。

六、最近における動向

1. 米国の理想としてある自由経済乃至自由競争の行はれる
 経済社会の突現へ、努力は、大衆党議会となり一層相争
 をかけられるだらう。

これは唯に国内の強出強入又はその本質とみられる企業
 の大規模の制限問題としてだけでなく、實際的規模にま
 て拡大し、戦後の世界経済組織を改めようとする意図か
 うかがはれる。

石は日本に対しては財閥の解体となり、根絶に對しては
 カルテル、シンダケートの解体といふ形を以て現はれた
 りのみとみるべきであらう。

2. 然し戦後米國はトルーマン大統領の一般教書に示される
 如く、全産業は以上より更に一つ若しくは少數の会社
 によつて支配されてゐる。これらはより高い利潤を有す
 るために生産を制限し、かくて雇傭と購買力を減少する
 ことがのでるのである。戦後の主なる事業の合併を左表

に掲げら

種別 業種 合同資産 備

合 運輸事業 一の機帯 オハイオレールウェイとパイアマレーット
 レールウェイ

記 券業 不 前 ファイハートホストンコーポレイションと
 メンゼキエリデーコーポレイション

電 機 事業 コロネラルナイオとシルバニアエレクトリック
 プロダクツ

吸 収 合併 ノースエレクトリックコーポレーションがバラク
 マスフランクエフアンドコンパニーを買収

買 収 製 鋼 買収船務 一億二千五百萬
 エーエスチールとエーエスチールがピッツバーグ政
 府所有製鋼工場を買収

吸 収 合併 石 油 不 罪 サナイ石油がトランスウエスタン石油を買収

3. 戦後の企業の合併買収は戦時中の過度の膨張の修正でと
 あらうか依然としてこれにより大企業化乃至独占へと發
 展する可能性を含有。この傾向こそ米國の堅持する資本
 主義経済の眞の現象であり、この矛盾を如何に克服
 するかは大衆党議会に課せられた問題なのである。